

問Ⅱ－１－②（役員等の補欠選任）

新制度において、理事、監事、評議員の補欠をあらかじめ選任しておくことは認められますか。

答

- 1 理事及び監事については、欠員が生じた場合に備えて補欠を選任しておくことができ（一般社団・財団法人法第 63 条第 2 項（第 177 条において準用する場合を含む）、評議員についても、定款でその方法について定めを設けることによって（一般社団・財団法人法第 153 条第 1 項第 8 号参照）補欠を選任しておくことが可能と考えられます。
- 2 なお、その際、二人以上の「補欠の役員」を選任するときは、「補欠の役員」相互間の優先順位なども併せて決定しなければならないこととされています（一般社団・財団法人法施行規則第 12 条第 2 項第 5 号、第 61 条。「補欠の評議員」を二人以上選任しておくときも、補欠の評議員相互間の優先順位などを併せて決定しておくこととなるでしょう。）。

（補足）「補欠」については、一般社団・財団法人法第 67 条第 2 項及び第 174 条第 2 項において、定款によって任期を前任者の残存任期の満了する時までとすることができることとされていますが、この場合の「補欠」には、上記のように前任者の任期中に補欠者をあらかじめ選任しておく場合だけでなく、前任者が（任期の満了前に）退任した後、補欠者を選任する場合も該当しうると解されます。

（参照条文）

一般社団・財団法人法第 63 条 役員（理事及び監事をいう。以下この款において同じ。）

及び会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 前項の決議をする場合には、法務省令で定めるところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができる。

一般社団・財団法人法第 67 条 監事の任期は、選任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定款によって、その任期を選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとすることを限度として短縮することを妨げない。

- 2 前項の規定は、定款によって、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期を退任した監事の任期の満了する時までとすることを妨げない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、監事を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、監事の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

一般社団・財団法人法第 174 条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によって、その任期を選任後六年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することを妨げない。

2 前項の規定は、定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすることを妨げない。

一般社団・財団法人法施行規則第 12 条 法第 63 条第 2 項の規定による補欠の役員（同条第 1 項に規定する役員をいう。以下この条において同じ。）の選任については、この条の定めるところによる。

2 法第 63 条第 2 項に規定する決議により補欠の役員を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

一 当該候補者が補欠の役員である旨

二 当該候補者を補欠の外部理事（法第 113 条第 1 項第 2 号口に規定する外部理事をいう。第 19 条第 2 号口において同じ。）として選任するときは、その旨

三 当該候補者を補欠の外部監事（法第百十五条第一項に規定する外部監事をいう。）として選任するときは、その旨

四 当該候補者を一人又は二人以上の特定の役員の補欠の役員として選任するときは、その旨及び当該特定の役員の氏名

五 同一の役員（二人以上の役員の補欠として選任した場合にあっては、当該二人以上の役員）につき二人以上の補欠の役員を選任するときは、当該補欠の役員相互間の優先順位

六 補欠の役員について、就任前にその選任の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続

3 補欠の役員を選任に係る決議が効力を有する期間は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該決議後最初に開催する定時社員総会の開始の時までとする。ただし、社員総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。

一般社団・財団法人法施行規則第 61 条 第 12 条の規定は、法第 177 条において準用する法第 63 条第 2 項の規定により法務省令で定めるべき事項について準用する。この場合において、第 12 条第 2 項第 2 号中「法第 113 条第 1 項第 2 号口」とあるのは「法第 198 条において準用する法第 113 条第 1 項第 2 号口」と、「第 19 条第 2 号口」とあるのは「第 63 条において準用する第 19 条第 2 号口」と、同項第 3 号中「法第 115 条第 1 項」とあるのは「法第 198 条において準用する法第 115 条第 1 項」と、同条第 3 項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとする。